

行政常任委員会報告

令和 6 年 6 月 3 日

午後 1 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 地域振興課

(1) 定住自立圏中心市宣言（岩見沢市）について

2 税務課

(1) 専決処分について

3 土木課

(1) 令和 5 年度の降雪状況について

4 市民課

(1) 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

5 保健福祉課

(1) 旧市立診療所における重油流出について

(2) 令和 6 年度新型コロナワクチン定期接種の実施について

6 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和 6 年度 6 月補正予算について（補正予算調書）

(3) 令和 5 年度全会計決算見込みについて

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎ 欠席委員（0 名）

◎ 出席者職氏名

議長

大 山 修 二 君

副市長	吉 崎 仁 司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
地域振興課主幹	辻 大 士 郎 君
地域振興課主幹	山 本 健 彦 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
税務課長	秋 山 俊 輔 君
賦課係長	児 島 啓 太 郎 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
土木課主幹	花 田 寛 勝 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君
保健福祉課主幹	佐 土 和 也 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
消防本部消防長	田 島 淳 君
消防本部消防次長兼消防署長	松 倉 暢 宏 君
消防本部予防課長	鈴 木 剛 士 君
消防本部総務課長	渡 邊 裕 斗 君
消防署警防課長	秋 田 芳 敬 君
消防本部総務課主幹	阿 部 尚 史 君
消防本部予防課主幹	阿 部 貴 宏 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	増 井 菜々実 君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、開会に先立ちまして皆様にお願ひがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定してください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは副市長、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出

席されることとなっております。

本日の委員会の進め方でありまされども、令和6年度最初の行政常任委員会でありますので、初めに4月1日付で異動のあった部署より課長及び主幹の挨拶を受け、その後、地域振興課、税務課、土木課、市民課、保健福祉課、財政課の順に案件の報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、異動のあった部署につきましては、冒頭に挨拶を受けて参りたいと思います。

また、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに地域振興課、総務企画課、市民課の案件。次に、生活福祉課、保健福祉課、財政課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がございませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部挨拶】

(高間委員長)

それでは、消防本部の挨拶を受けて参ります。

消防本部、よろしくお願いいたします。

(消防長)

気をつけ、敬礼、直れ。

4月1日付で、消防長を拝命いたしました田島です。よろしくお願い致します。

(消防次長兼消防署長)

4月1日付で、消防本部次長兼署長を命じられました松倉です。よろしくお願い致します。

(消防本部総務課長)

4月1日付、消防本部総務課長を命じられました渡邊といいます。よろしくお願い致します。

(消防本部総務課主幹)

4月1日で消防本部総務課主幹を命じられました阿部です。よろしくお願い致します。

(消防本部予防課長)

同じく消防本部予防課長を命じられました鈴木です。よろしくお願いいた

します。

(消防本部予防課主幹)

4月1日付で消防本部予防課主幹を命じられました阿部と申します。よろしくお願いします。

(警防課長)

4月1日付で消防署警防課長を命じられました秋田といいます。よろしくお願いします。

本日、もう一名、消防署警防課主幹を命じられた岩口大介だったのですが、体調不良により急遽欠席となっております。

(消防長)

気をつけ、敬礼、直れ。

(高間委員長)

それでは、消防本部、退室いたします。お疲れさまでした。

ここからは報告案件の課に入ります。

【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、地域振興課、よろしくお願いいたします。

(地域振興課長)

まず、ご報告に先立ちまして、4月1日で人事異動となりましたので、ご挨拶させていただきます。農林係主幹の山本でございます。

(地域振興課主幹)

4月1日付で農林係主幹を命ぜられました山本です。よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

よろしくお願いいたします。

(地域振興課長)

地域振興課ほかは課長私と地域振興係主幹の辻は異動がございませんので、今年度もよろしくお願いいたします。

(高間委員長)

それでは、報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

はい、地域振興課から1点、定住自立圏中心市宣言(岩見沢市)について、ご報告させていただきます。

資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料の冒頭に記載のとおり、南空知9市町での定住自立圏の形成に

向けて、その第 1 ステップとなる「中心市宣言」、これを岩見沢市が 5 月 24 日金曜日に公表いたしました。

(1) としまして、そもそも定住自立圏とはというところですが、読み上げますと、人口減少や少子高齢化の影響が著しい地方圏において都市機能を有する「中心市」と近隣市町が役割分担と相互補完を行い、圏域全体で必要な生活機能を確保することで、安心して暮らせる地域の形成と人口定住を図る取組となっております。令和 6 年 4 月現在で、全国で 130 圏域ございまして、道内でも 13 圏域がございます。

南空知圏域に関しましては、令和 2 年の国勢調査におきまして、この岩見沢市が定住自立圏の要件となる「中心市」としての要件をクリアしたことから、今回、定住自立圏に向けて取組を進めて参るという運びになりました。

(2) としまして、定住自立圏形成までの流れですが、一番左にあるとおり、第 1 ステップとなります「中心市宣言」を 5 月 24 日に岩見沢市が宣言いたしまして、その後、最終的には、各市町と岩見沢市とで連携協定を締結することと、あと共生ビジョンを策定することとなっております。それに先立ちまして、共生ビジョン懇談会を年 3 回程度開催する予定でございます。こちらで、具体的な取組内容だったりとか、取組に対する KPI、数値指標というものを策定する予定でございます。

(3) としまして、こちらは中心市宣言の内容で、こちらが概要になっておりますが、読み上げますと、1 としまして、南空知圏域の人口が縮小する中、9 市町で共通のビジョンを持ち、豊かな未来を築く。

2 としまして、行政事務の効率化や経営資源の共同利用等、地域課題に広域的に取り組み、住民に対する質の高いサービスの持続的な提供を図る。

3 としまして、将来にわたって誰もが安心して暮らし続けられる、活気ある南空知圏域の形成に向けて、岩見沢市と近郊 8 市町が手を取り合う。

4 としまして、岩見沢市は地域の拠点都市としての役割を果たし、南空知圏域の形成に取り組むとしております。

(4) としまして、冒頭申し上げました共生ビジョン懇談会についてでございます。

設置時期としましては、6 月から 7 月、懇談会の委員としましては、おおむね 15 名程度を予定しております。構成としましては、医療、教育、経済など共生ビジョンへの登載が想定される分野から委員を選出する予定となっております。

最後に (5) としまして、今後のスケジュールですが、共生ビジョン懇談会設置後、令和 7 年 1 月頃まで 3 回程度開催いたしまして、今年度末に向けて連携協定を締結、共生ビジョンを策定ということになっておりまして、令

和 7 年 4 月から、定住自立圏による取組をスタートする予定でございます。

私のほうからは以上となります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

(4) の共生ビジョン懇談会についてなのですが、米印で岩見沢市以外の構成市町村からも役員を選出とあるのですが、夕張市からも選出されるということなのか、あとはどのように選出するのかということをお聞きします。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

記載のとおり、基本的には、岩見沢市のほうから各項目に対して委員を選出していただくのですが、記載のとおり、岩見沢市以外の構成市町村からも委員を選出する予定となっております。今、まだこの委員については確定していなくて、これからなのですが、夕張市からも 1 名選出する予定となっております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで地域振興課を終わります。お疲れさまでした。

【税務課】

(高間委員長)

それでは、次に税務課より報告を受けて参ります。

賦課係長。

(賦課係長)

税務課より、専決処分について説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることから、市税条例の関係部分の改正について、地方自治法の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、同法の規定に基づき、直近の市議会にて報告の上、承認を求めるものであります。

改正の主な内容につきましては、まず、1 点目に令和 6 年度分の個人住民

税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円を減額するための規定の整備。

2 点目に、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置について、令和 6 年度の個人住民税に雑損控除を適用対象とすることができる規定の整備。

3 点目に、固定資産税等における土地の負担調整措置について、現行の仕組みを 3 年延長するための規定の整備。

4 点目に、固定資産税の課税標準の特例措置について、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合が見直されたことに伴い、条例で定める特例割合を地方税法で定める参酌割合にするための規定の整備。

その他、法令の改正に即した条項や文言の整理を行うものであります。

なお、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで税務課を終わります。

【土木課】

(高間委員長)

次に、土木課より報告を受けて参ります。

阿部土木課長。

(土木課長)

土木課のほうからは 1 点報告があるのですが、その前に一応体制のほうから、4 月以降、課長の私と主幹の花田なののですが、こちらは変わらないのですが、花田のほうの係長兼務のほうが解けまして、新たに今日は来ていないのですが、石川係長が昇任されました。なので、また引き続き、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

よろしくお願いいたします。

(土木課長)

では、すみません。令和 5 年度の降雪状況について資料により報告させていただきます。

まず、1 枚めくっていただいて、資料なのですが、まず上段のほう

なのですが、こちらは令和6年の4月8日現在で取りまとめた降雪量の状況です。

令和5年のシーズンですが、清水沢の観測で降雪量は759センチでした。ちなみになのですけれども、昨年の降雪量は、1,006センチで247センチ少なかったです。

下段に入りまして、出動回数なのですけれども、市内全区域で81回、これは昨年と比較して20回少ない状況となっております。

続きまして、裏面のほうなのですけれども、上段のほうは、過去15年にわたっての降雪量となっております。

中段のほう、こちらのほうは年度別降雪量でグラフにしたものです。

下段のほうについても、各年度で今度は11月から1月の年度別降雪量のグラフを載せております。

過去15年間で、降雪量については3番目に少ない記録となっております。

その後、一応、令和5年度の除雪費の執行状況なのですけれども、今現在で大体1億1,461万3,000円、6月と3月に予算補正を組んでおります。無事に除雪作業を終えたところであります。

以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木課を終わります。

【市民課】

(高間委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

外崎市民課長。

(市民課長)

お疲れさまでございます。市民課からは、北海道後期高齢者医療広域連合の規約の変更、1件について報告いたします。

それでは、資料1をご覧ください。

変更の概要でございます。後期高齢者医療については、道内全ての市町村によって組織されております北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって事務を行っているところでございます。このたび、法改正で法の施行、具体的には「行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」、こちらが施行されたことに伴いまし

て、広域連合の規約の変更が必要となるものでございます。

規約変更の中身になります。こちら、マイナンバーカードと被保険者証、こちらの一体化に伴いまして、現行の被保険者証が本年の12月2日以降発行されなくなるということでございますので、規約において被保険者証等の用語を用いている規定、こちらについて改めるものになっております。

続いて、規約の変更の手続です。こちらは市の条例ではなくて、広域連合の規約になっていますので、こちらについては地方自治法のほうに規定がございます。

まず、291条の3第1項、こちらで、広域連合の規約を変更する場合には、自治体と協議しなさいというふうになってございます。

それと291条の11、こちらは、では、その協議は何かということで、議会の議決が必要ですよという規定になってございます。

したがいまして、広域連合を構成する市町村における議会の議決が必要となるということでございますので、この後、6月の定例市議会において規約の変更についてお諮りする予定となっております。

以上でございます。

(高間委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けて参ります。

荒井委員。

(荒井委員)

マイナンバーカードと被保険者証の一体化ということだったのですが、マイナンバーカードは、強制ではなく、作っていない方は作っていないと思うのですが、そういう方の被保険者証はどのような形の、発行はしないということなのですね。被保険者証としては発行しないことになるということですね。

(高間委員長)

外崎市民課長。

(市民課長)

マイナンバーカードに関しましては、希望する方が取得しておりまして、そのうち希望する方が保険証と紐付けております。実際に紐付けていない方、それからマイナンバーカード自体持っておられない方がいらっしゃいます。そういった方に対しては、資格確認証のほうを送付することになってございまして、そちらでこれまでどおり保険の適用を受けられるという形になってございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで市民課を終わります。お疲れさまでした。

【保健福祉課】

(高間委員長)

次に、保健福祉課より、よろしくお願いします。新しい方がいらっしゃいますね。

(保健福祉課長)

冒頭報告の前に、人事異動についてご紹介いたします。

4月1日付で、北海道から派遣になりました佐土和也主幹です。

(保健福祉課主幹)

佐土でございます。よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

よろしくお願いいたします。

(保健福祉課長)

それでは、報告のほうに行きたいと思います。

(高間委員長)

それでは、報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

まず、資料1をご覧ください。

旧市立診療所における重油流出についてであります。

経過と対応であります。本年の4月24日に旧市立診療所の敷地内に職員が定期検査、定期点検に行ったところ、敷地内で油のようなものの流出を確認したため、流出範囲に油吸着マットを敷いて応急的に対応したものであります。

5月1日から2日にかけて、消防署の調査を受け、引火性のある油であることを確認。直ちに原因を確認し、土壌を浄化するよう消防署から指示があったものであります。

8日から10日、油汚染対策の専門業者、以下「業者」と言いますが、に油種の特定制を依頼したところ、A重油と判明したものであります。

業者の調査により、汚染範囲は特定したものの原因は不明という形です。

22日、業者から調査結果の詳細を受け、土壌の浄化処理方法を決定したものであります。

2、関係機関への報告であります。空知総合振興局に概要報告の上、現

地確認を行っております。

市民生活への影響ですが、現時点では河川や上下水道への流出はなく、市民の生活環境に影響はございません。

今後の対応ですけれども、業者に処理手順の計画策定を依頼しており、計画が提示され次第、施工業者と調整の上、土壌の浄化を進めるということで、まだ現時点では、処理期間は未定というところであります。

次のページをご覧ください。

旧市立診療所の配置図であります。上側が山側、右側が市役所寄りというふうになっております。

最初に発見したときは、波線の囲ってあるところが、汚染区域なのでありますが、右側の大きな波線の囲いの上部部分で、最初、油分が確認されたということで吸着マットを敷いたものであります。その後、黒丸が、雨をためておく雨水枡でありますけれども、ここの3か所に油が入っているということが確認されたというところであります。

この右側の下に地下タンクとありますが、地下タンクはA重油を使っていたのでありますけれども、これは昨年11月22日に抜き取り、そして洗浄、そして砂を入れて廃止しております。今後は、まずは雨水枡の油をバキュームで吸い取り、今後増えるか、増えないかを見ながら今後の作業を進めていくという形で、それでこれ以上出なければ、土をこの敷地内で浄化洗浄、そして、微生物を混ぜまして、埋戻しをして、中和するというのをやる予定となっております。

続きまして、資料2をお開きください。

令和6年度新型コロナワクチン定期接種の実施についてであります。

経過でありますけれども、新型コロナウイルスについては、感染法上の位置づけが5類に移行されました。ワクチン接種については、全額国費で実施されていた特例臨時接種が、令和6年3月末をもって終了いたしております。

令和6年度からは、予防接種法のB類疾病、各個人の予防が目的として高齢者インフルエンザ等と同様、定期接種の位置づけで市町村が実施することとなっております。

基本的に、実施については高齢者インフルエンザ定期接種と同様であります。

概要につきましては、1、対象者は65歳以上の高齢者。2、60から64歳で疾病を抱えている方で、身の回り生活が極度に制限される方が対象というふうになっております。

実施時期につきましては、令和6年秋冬、具体的時期については今後国の通知によるものであります。

接種回数は 1 回。

自己負担額及び公費助成額ありますけれども、接種費用額につきましては 1 回当たり、国の示した基準額では 1 万 5,300 円となっております。これに対して自己負担額については 3,500 円を上限、生活保護の方は無料ということで行いたいと。公費助成額については 1 万 1,800 円ということで、内訳としては、国は定額 8,300 円を助成すると、市は 3,500 円の助成をするということにしております。

公費負担につきましては、接種費用額から国の助成額を差し引いた額の 5 割、これはインフルエンザと同じ考え方であり、を助成するという形を取りたいと考えております。

接種体制としては、個別接種として市内の医療機関に委託するという形を取りたいというふうに考えております。

以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

重油流出についてなのですが、(3)の市民生活への影響という部分で、直ちに生活環境には影響はないと思うのですが、定期的に検査だとか調査をするという予定はあるのでしょうか。

(高間委員長)

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

今回の処理が終われば、定期的に見る必要はなくなってくるかなとは思っていますけれども、今後の雨水枡等の、今後の吸い取った後の状況がどうなるかで、今後の対応は変わってくるというふうに考えております。

(櫻井委員)

分かりました。

(高間委員長)

ほかにはありますか。

千葉委員。

(千葉委員)

病院閉鎖後なのですけれども、定期的に病院の周辺とかは定期点検をされていたと思うのですけれども、4 月 24 日以前にも点検されていたと思うのですけれども、そのときには、こういうような状況はなかったのかどうなの

かということについてお願いします。

(高間委員長)

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

仮囲いをするということで、業者は入っていたのですが、事業が終了するのが、もう雪が降り始めている近くだったので、私のほうには出たという報告は来ていません。

その後、そういう仮囲いをしましたけれども、不法侵入だとかがあったら困るので、定期的に行ってみた結果、そのときに見つけたという形になります。

以上です。

(高間委員長)

ほかにありますか。

はい。

(荒井委員)

コロナワクチンなのですがけれども、こちらは予約制みたいな形で必要な数だけ仕入れるみたいな状態になるのですか。

(高間委員長)

はい。

(保健福祉課長)

荒井委員のご質問にお答えいたします。

今まで市のほうで無料ということで受付を行っていたのですが、今後は個別の医療機関で受け付けるような形になるので、必要な分を必要なだけ、医療機関が購入するという形になると思います。

(高間委員長)

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

お疲れさまでございます。

財政課からは3点、ご報告いたします。

まず報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和6年度第1次3月変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。

計画変更後の歳入・歳出増減額は、1億2,719万4,000円となります。

変更に伴いまして必要となる財源につきましては、国庫支出金、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はありません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で変更のある事業につきまして、関係各課ごとに順にご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことを、あらかじめご承知おき願います。

では、まず最初に、地域振興課、総務企画課、市民課の案件についてご説明いたします。

1 番目、幸福の黄色いハンカチ基金助成。「夕張まちづくり寄附条例」に基づき指定寄附があったもののうち、特定の団体を指定した寄附を当該団体へ助成するため、所要額を計上するものです。変更額は108万2,000円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

2 番目、地域おこし協力隊派遣事業(地域コーディネーター)。夕張高校魅力化事業の推進には欠かせない、高校と地域・行政・小中学校等との橋渡し役を担う地域コーディネーターを地域おこし協力隊として新たに1名採用するため、必要経費を計上するものです。変更額は423万円。財源は、全額一般財源です。

3 番目、夕張高校魅力化支援事業委託。夕張高校魅力化事業における「地域コーディネーター」に必要な専門性の高い知識などを補うため、現在委託している専門業者からの活動支援内容の一部を拡充する経費を計上するものであります。変更額は123万8,000円。財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

4 番目、地域プロジェクトマネジャー派遣事業。夕張高校魅力化事業における「地域コーディネーター」を地域おこし協力隊2名体制に変更したことから、予算計上済みの当該経費を減額するものであります。変更額は797万9,000円の減額。財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金が147万9,000円の減額、一般財源が650万円の減額となります。

5 番目、児童扶養手当システム改修。制度改正により、ひとり親世帯など

に支給する児童扶養手当の拡充が図られることから、その対応に必要なシステム改修経費を計上するものであります。変更額は 79 万 2,000 円。財源は全額一般財源です。

6 番目、戸籍システム改修。戸籍法の見直しを踏まえ、戸籍の振り仮名追加に対応するための戸籍システム改修に係る所要経費を計上するものであります。変更額は 532 万 4,000 円。財源は全額国庫支出金であります。

地域振興課、総務企画課、市民課に関する案件は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

千葉委員。

(千葉委員)

No.4 番の地域プロジェクトマネジャー派遣事業なのですけれども、この事業は、多分令和 4 年度からこの制度を活用して、人材確保をするために採用する予定だったと思うのですけれども、4 年度と 5 年度で、採用に至らなかった経過と、なぜ至らなかったのかと、そのために市としてどのような手立てをしてきたのかについてお伺いしたいと思います。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

地域プロジェクトマネジャー派遣事業に関してですが、これまでの経緯について、これまでこちらを業務委託をして、プロジェクトマネジャーの採用業務委託をしてきたのですけれども、そもそも高い専門性が求められたり、あと、こちらに移住してきてもらうというハードル、そういったところでなかなか採用に至りませんでした。

この間も何名か応募をいただいていたたり、候補の方はいらっしゃったのですけれども、やはり家族がいらっしゃる方だったりとか、そういった方で家族を連れてこちらに来るのは難しいだったりとか、そういったところを聞いております。

昨年度に関しましては、社会構想大学院大学というところで、まさに地域プロジェクトマネジャー養成講座というのをしているところがあるのですけれども、そちらのほうに題材として夕張市を取り上げていただいて、最終日には、市長と私と、その講評を東京まで行って伺いました。その中からも、もし夕張市にお越しいただける方がいらっしゃればということで積極的にアプローチもしてきたのですけれども、なかなか既に民間で働いている方だったりがいるので、仕事を辞めて、こちらに来ていただくというのもやはりハ

ードルが高くて、なかなか実現には至りませんでした。

2年間通して何とかそういった伝手だとかも、積極的にアプローチはしてきたのですが、なかなか採用に至るのが難しいという判断をしまして、今回、地域プロジェクトマネジャーという制度はやめて、地域おこし協力隊のほうに切り替えるという判断をしたところでございます。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

プロジェクトマネジャーは、応募があったけども、なかなかいないと。地域おこし協力隊に変更になったとすることなのですが、地域おこし協力隊であれば、応募があつて、採用が可能なのかなのかと判断した理由等は何ですか。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

地域おこし協力隊に切り替えた、その見込めるのかということなのですが、今実際に地域おこし協力隊として1名の方がこのコーディネーターとして来ていただいているという実績もあります。

違いとしては、地域プロジェクトマネジャーのほうがより高い専門性、ICT だったりとか、そういった専門性を求められるというのがハードルとして高かったのかなというところがあるので、ただ、一方で、今、現場で1名しかいないのですが、今年度ご承知のとおり、全国募集を始めまして、1名の方に来ていただいている、これからさらに全国募集を充実させていくというのがありますし、公設寮も開設して、そちらと高校との、あとは地域とをつないでいただくとか、あと総合的な探究の時間、こちらも充実させていくというところで、業務がちょっと1名体制では追いつかなくなっている、どうしても2名体制で実施していきたいというところで、地域おこし協力隊の方も1名、1人工増やすという判断に至ったというところでございます。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

採用を予定する地域おこし協力隊員に求めるものは、地域プロジェクトマネジャーの仕事だと思うのですよね、市としては。その辺であれば、地域おこし協力隊の応募も私は難しいのではないかなと思うのですが、その辺

についてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

応募は、その専門性の高いというところがまずなくなるので、少しハードルが下がるのかなというところと、あと今回、募集経費として、現在地域みらい留学のほうに、夕張市も参画しているのですけれども、そちらでコーディネーター採用支援というのもやっておりまして、そちらに登録させていただくことで、全国的に募集活動ができるようになるというところで、そちらで採用を見込めるのではないかと考えているところでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

もう一点なのですけれども、今現在、専門業者から活動支援を受けて、令和5年度予算計上をして、マネジメント支援を受けておりますけれども、令和5年度で、どのようなことを、マネジメント支援を受けたのかどうなのかについて、お聞かせ願えればと思います。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

今、千葉委員がおっしゃられたとおり、業者のほうから委託を受けております。今年度も実施しておりますが、具体的には主に夕張高校と市役所と結んでいただくような役割、具体的には夕張高校での総合的な探究の時間を活用した独自のカリキュラムづくり、そういったところにアドバイスをいただいております。昨年度は、少し高校のほうで体制が整い切らなかったところがあったんですけれども、今年度はそちらの体制も整いまして、少しずつ総合的な探究の時間のほうに、今、独自カリキュラムをできるところから実施しているところでございます。

(高間委員長)

千葉委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

議長、よろしいですか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

今の千葉委員の質問にもちょっとかぶるところはあるのですけれども、地

域おこし協力隊員を募集することによって、やはり専門性というのは低くなると思うのですけれども、その専門性が低くなるということで、地域おこし協力隊の方を補填して、負担にならないのか、協力隊の方がお仕事することでその点を補えるのかということがちょっと心配な点です。

専門性がないということがあるのに、いろいろな仕事而降りかかってきたら、負担になってしまうのではないかというふうに考えるのですが、どのようにお考えでしょうか。

(高間委員長)

菊田地域振興課長。

(地域振興課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、専門性がそこまで高くは求められないというところでハードルを下げたのと、あと、これまで地域プロジェクトマネージャーの方に担っていただこうと思っていた専門性の部分、こちらに関しては、やはり地域おこし協力隊の方に求めるのは難しいと思いますので、今回、3番のところに記載しているのですけれども、昨年、今まで業務委託を行ってきた事業者の方に、この専門性の高い知識などを補うための活動支援内容というのを一部拡充いたしまして、今回、補正予算に計上させていただいたところでございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、次に、生活福祉課、保健福祉課、財政課に関する案件をご説明いたします。

7番目、低所得世帯支援補足給付金給付事業。昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得世帯(新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯)の負担軽減を図るため、対象世帯へ1世帯当たり10万円を給付するものです。変更額は1,510万9,000円。財源は全額一般財源です。

8番目、低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業。昨今の物価上昇等により特に影響を受けている低所得の子育て世帯、新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の子ども1人につき5

万円を給付するものです。変更額は 205 万 1,000 円。財源は全額一般財源です。

9 番目、定額減税調整給付事業。昨今の物価上昇等により特に影響を受けている低所得者等(4 万円の定額減税し切れない方)の負担軽減を図るため、対象者に調整給付金を給付するものであります。変更額は 6,445 万 4,000 円。財源は全額一般財源です。

10 番目、新型コロナウイルスワクチン定期接種。令和 6 年度以降、新型コロナウイルスワクチン接種は、高齢者を対象に定期接種化し、市が実施主体となることから、市からの助成額を含めてワクチン接種に係る所要経費について計上するものであります。変更額は 2,220 万 8,000 円。財源は新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金 1,535 万 5,000 円、一般財源が 685 万 3,000 円です。

11 番目、一般会計予備費。今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、5 月に発生した旧市立診療所敷地内における重油流出に係る油及び汚泥処理等の所要経費相当額を増額するものであります。変更額は 1,868 万 5,000 円。財源は、全額一般財源です。

生活福祉課、保健福祉課、財政課に関する案件は以上です。

(高間委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、次に歳入についてご説明いたします。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものであります。主なものについてのみ、ご説明申し上げます。

2 番目、財政調整基金繰入金につきましては、今回の変更に伴い必要となる一般財源について所要額を繰り入れるものです。

4 番目、新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金につきましては、ワクチンの定期接種化に伴い、国の基金を活用した助成金が見込まれることから計上するものであります。

5 番目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、歳出 7 から 9 でご説明いたしました補足給付、定額減税調整給付、こちらに係る財源として交付金が国から交付されることから計上するものであります。

歳入の説明は以上であります。

資料 1-2 につきましては、令和 6 年度第 2 次変更の概要を記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

報告事項の 1 点目、財政再生計画の変更については以上であります。

続きまして、報告事項の 2 点目、令和 6 年度補正予算についてであります。資料 2 をご覧ください。

1 ページには、繰越明許費補正について記載しております。こちらは当初予算で計上しております市外線デマンド交通に係る車両購入につきまして、車両の納入が年度内に完了しない見込みでありますことから、繰越明許費として補正するものであります。

2 ページ目は、一般会計補正額の款別総括であります。

補正総額は 1 億 2,719 万 4,000 円で、補正後の予算総額は 103 億 8,886 万 6,000 円となります。

3 ページから 4 ページまでは、一般会計におきます事項別明細の補正について記載しておりますけれども、先ほど資料 1-1 でご説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので個別の説明は割愛させていただきます。

報告事項 2 点目、令和 6 年度補正予算については以上であります。

続きまして、報告事項の 3 点目、令和 5 年度夕張市全会計決算見込額についてご報告いたします。

5 月 31 日をもちまして、令和 5 年度の全会計を閉じたところであります。一般会計及び各特別会計の歳入歳出額及び実質収支の状況は、資料 3 のとおりとなりましたので、ご覧ください。

なお、今回お示しいたしましたのは決算見込額でありますので、正式な会計ごとの決算内容につきましては、例年どおり、9 月開催予定の第 3 回定例市議会においてお示しをし、認定に付すこととしております。

ここで一般会計について述べますと、実質収支額は約 70 万円の黒字となる見通しであります。こちらの決算剰余金につきましては、全額令和 6 年度の会計へ繰り越した上で財政調整基金の積立てなどを行う予定となっております。

水道事業会計と公共下水道事業会計につきましては、上下水道課長からご説明いたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

では、まず、水道事業会計の決算見込みの内容からご説明いたします。

3 条予算収益的収入及び支出は、実質収支で 4,529 万 7,000 円の不足、4 条予算、資本的収入及び支出は 1 億 4,625 万 2,000 円の不足となっております。

合計で 1 億 9,154 万 9,000 円の不足となりますが、損益勘定留保資金、前年度資金が過不足額を加えまして、最終的に当年度資金過不足額は 3 億 8,055 万 4,000 円となる見込みです。

続きまして、公共下水道事業会計の決算の内容をご説明いたします。

公共下水道事業会計につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法の適用を受ける会計となるため、令和 5 年度決算においては、打切決算を行っております。6,387 万 4,000 円を特例的未払金として、6 年度に引き継ぎまして、5 年度は収入支出が同額とはならず、収入が 2 億 2,632 万 5,000 円、支出は 1 億 6,245 万 1,000 円となりまして、特例未払金分が当年度資金過不足額となっております。

以上でございます。

(高間委員長)

これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしかったですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで財政課を終わります。お疲れさまでした。

【閉会】

(高間委員長)

以上で本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 2 時 24 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長

高 間 澄 子
